

2024年1月23日

死刑執行情報公開請求事件について

1 原告

- ① 小田幸児（67歳）
弁護士（大阪弁護士会）、立命館大学法科大学院教授（刑事法）
岡本啓三の弁護人であり、元大阪拘置所視察委員
日本における「死刑執行」について深く探求し、研究をしている。
- ② 今西憲之（57歳）
フリーのジャーナリスト
死刑事件の取材を通じ、小田と同様に日本における「死刑執行」について、深く探求し、マスコミを通じて、世に問うている。

2 目的

死刑執行に関する情報を公開することにより、死刑執行が適正・適法になされているのか、日本の絞首刑が現段階で憲法が禁じる「残虐な刑罰」にあたらぬかどうかを検証することが目的である。

3 対象となる死刑確定者

- (1) 川中鉄夫（1993年3月26日執行、大阪拘置所）
大阪拘置所は、1982年1月、外部の精神医に診察をさせ、「幻覚妄想状態（精神分裂の疑い）」の診断があった。その後も、6か月ごとに精神科受診していた。執行当時、統合失調症様の精神疾患に罹患し、さらには人格崩壊の程度までに至っていた可能性があり、刑訴法479条1項で執行が禁止されている「心神喪失」状態にあった疑いがある。
- (2) 永山則夫（1997年8月1日執行、東京拘置所）
最高裁の死刑判断基準となった永山基準の被告人である。執行にあたり、永山が相当の程度で抵抗し、拘置所側で何らかの有形力が使われた可能性があり、平穏に執行されていないのではないかという問題点がある。
- (3) 藤波芳夫（2006年12月25日執行、東京拘置所）
執行当時75歳で、自立歩行ができず、病舎での処遇がなされていた。刑場には、車椅子に乗せて連行され、車椅子から降ろされ、手錠を掛けられ目隠しをされて処刑されたという。
- (4) 久間三千年（2008年10月28日執行、福岡拘置所）
いわゆる「飯塚事件」の元被告人。有力な直接証拠はなく、久間は一貫して否認を貫いたが、科警研の血痕のDNA鑑定が下支えとなって、2006

年10月に死刑が確定。このDNA鑑定の手法は、再審無罪となった足利事件で証拠の証明力が否定された手法と同一であり、その信用性に疑問があり、えん罪の疑いがある。青木理は「死刑判決の確定からわずか2年で執行に踏み切るというのは前例に照らしてみても、相当に早い執行であった…。法務・検察は、足利事件で科警研鑑定が覆ってしまうのを見越し、恐れ、同じ問題点を孕む飯塚事件死刑囚・久間を一刻も早く処刑してしまわなければならない、と考えたのではなかったか」と指摘している。

(5) 麻原彰晃こと松本智津夫（2018年7月6日執行、東京拘置所）

オウム真理教の教祖。

松本の精神状態は裁判当時から問題となっていた。松本の遺族は、死刑執行時には心神喪失で、執行は違法であることを理由に、2021年に国に損害賠償を求めて係争中である。

(6) 岡本（旧姓河村）啓三（2018年12月27日執行、大阪拘置所）

2004年9月に死刑判決が確定した後、再審請求を続けてきた。執行は、第4次再審請求中になされたもの（原告小田が弁護人であった）。再審請求の判断権のない法務大臣が「再審請求の理由がない」として執行したものであり、違法ではないかとの問題がある。

4 死刑執行の情報公開

法務省は、かつては年度ごとに作成される統計資料に死刑執行の数を掲載するだけであった。【川中】【永山】

その後、1998年（平成10）年11月、法務省は執行当日（執行後）に、死刑執行の事実と被執行者の人数だけを公表するようになった。【藤波】

さらに、その約9年後の2007年（平成19年）10月から、法務省は、死刑執行後、執行を受けた死刑確定者の氏名・生年月日、犯罪事実及び執行場所のみを公開している。【久間】【松本】【岡本】

5 死刑執行にかかる文書

(1) 法務大臣

- ① 死刑執行上申書
- ② 死刑執行に関する決裁文書
- ③ 死刑執行命令書
- ④ 死刑執行報告書
- ⑤ その他、これらの文書を発出するにあたって作成された稟議書、会議の議事録等

(2) 各矯正管区長

- ① 死刑執行指揮書
- ② 死刑執行速報
- ③ ①の文書を受けて作成された稟議書、会議の議事録等

6 情報公開請求の経過

(1) 開示請求（2023年6月28日付）

法務大臣（すべて）

東京矯正管区長（永山、藤波、松本）

大阪矯正管区長（川中、岡本）

福岡矯正管区長（久間）

(2) 請求に対する処分

① 法務大臣

ア 8月3日付開示（一部）決定（松本、岡本）

イ 8月10日付不開示決定（川中、永山、藤波）

ウ 8月25日付開示（一部）決定（久間）

エ 9月4日付開示（一部）決定（松本、岡本）

② 東京矯正管区長

ア 7月31日付不開示決定（永山、藤波）

イ 9月1日付開示（一部）決定（松本）

③ 大阪矯正管区長

ア 7月25日付不開示決定（川中）

イ 8月25日付開示（一部）決定（岡本）

④ 福岡矯正管区長

ア 8月8日付不開示決定（久間）

イ 8月8日付開示（一部）決定（久間）

7 参考：東京地裁平成20年3月28日判決

2003年12月から2004年2月にかけて、法務大臣及び大阪矯正管区長に対し、死刑執行に関する文書（「死刑執行指揮書」、「死刑執行速報」、「死刑執行上申書」、「死刑執行命令書」、「死刑執行始末書」）の開示を請求したところ、法務大臣らがそれらの主要部分を不開示とする処分をしたことから、これらの処分の取り消しを求めた事案（請求棄却）。*なお、当時、被執行者の氏名も不開示であった。